

平成 23 年 度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦屋市監査委員

芦 監 報 第 10 号

平成 24 年 9 月 3 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 田 原 俊 彦

平成 23 年度財政健全化等の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成 23 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率(下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

## 平成 23 年度財政健全化等審査意見書

### 第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により，市長から提出された平成 23 年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標の総称）及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第 2 審査の期間

平成 24 年 7 月 24 日から平成 24 年 8 月 30 日まで

### 第 3 審査の方法

本審査は，平成 23 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第 4 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率（下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### （参 考）

財政健全化法では，健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には，財政の早期健全化のための計画を定め，いずれかが財政再生基準以上である場合には，財政の再生のための計画を定めなければならないとされている。

また，資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には，公営企業の経営の健全化のための計画を定めなければならないとされている。

(1) 健全化判断比率（4指標）

平成23年度決算に係る健全化判断比率（4指標）は、次表のとおりである。

一般会計等の実質赤字額及び全会計の連結実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されず、また、実質公債費比率は13.0%、将来負担比率は148.3%で、いずれも早期健全化基準以下となっている。

（単位：％）

健全化判断比率	平成23年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		12.18	20.00
連結実質赤字比率		17.18	30.00
実質公債費比率	13.0	25.0	35.0
将来負担比率	148.3	350.0	

（注）実質赤字額又は連結実質赤字額が生じない場合は、「 」と表示。

(2) 資金不足比率

平成23年度決算に係る下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計及び都市再開発事業特別会計の資金不足比率は、次表のとおりである。

いずれの会計も資金不足額を生じていないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準以下となっている。

（単位：％）

会計名	平成23年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計		20.0
宅地造成事業特別会計		20.0
都市再開発事業特別会計		20.0

（注）資金不足額が生じない場合は、「 」と表示。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率は、「一般会計等」を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すもの。）に対する比率であり、実質赤字額がない場合は「 」で表示される。

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものであり、本市における「一般会計等」の対象となる会計は、一般会計及び公共用地取得費特別会計の2会計である。

実質収支額は 2 会計ともに黒字であり、実質赤字比率は前年度より 4.76 ポイント低下して 6.58% (6.58%の黒字) となり、前年度に引き続き、赤字額がないため、「 」で表示されている。

(単位：%)

区 分	実質赤字比率(算定比率)	早期健全化基準	財政再生基準
平成 23 年度	( 6.58)	12.18	20.00
平成 22 年度	( 1.82)	12.19	20.00
対前年度比較	( 4.76)	0.01	0.00

(備考) 実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて一定の計算式から算出され、本市の場合 12.18% となり、財政再生基準は市町村の場合、20.00% とされている。

[ 計算式 ] (標準財政規模が 200 億円以上 500 億円未満の場合)

平成 23 年度 本市標準財政規模 23,567,788 千円

早期健全化基準 =  $\{[(標準財政規模 + 1,000 億円) \div (120 \times 標準財政規模) \times 100] + 20\} \div 2$

## (2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、「全会計」を対象とした実質赤字額 (又は資金不足額) の標準財政規模に対する比率であり、連結実質赤字額がない場合は「 」で表示される。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものであり、本市における「全会計」の対象となる会計は、一般会計、特別会計及び公営企業会計である。

財政健全化法における実質赤字額は、基本的に、一般会計及び特別会計では「実質収支額」が用いられる。そして、公営企業会計においては、資金不足額は、損益計算書の純損益ではなく、貸借対照表の「流動資産と流動負債との差」が用いられる。

連結実質赤字比率の算定において、平成 23 年度は、全会計で実質黒字又は資金剰余額が出ている。

従って、連結実質収支額は黒字であり、連結実質赤字比率は前年度より 2.50 ポイント低下して 16.17% (16.17%の黒字) となり、前年度に引き続き、「 」で表示されている。

(単位：%)

区 分	連結実質赤字比率(算定比率)	早期健全化基準	財政再生基準
平成 23 年度	( 16.17)	17.18	30.00
平成 22 年度	( 13.67)	17.19	35.00
対前年度比較	( 2.50)	0.01	5.00

(備考) 連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準 12.18%に5%を加算して17.18%となる。また、財政再生基準は市町村の場合 30.00%であるが、平成 22 年度決算では経過措置が設けられており、35.00%とされている。

### (3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、過去3か年の平均値を用いる。

本指標は、平成 18 年度に地方債の許可制度から協議・許可制度に移行されたことに伴い、導入されたものであり、この比率が18%を超えると地方債許可団体となり、25%を超えると起債制限団体となる。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化して、財政運営の健全度を示すものであるが、平成 23 年度決算に係る実質公債費比率は、前年度と比較して2.3ポイント低下した13.0%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。実質公債費比率を平成 23 年度の単年度でみると11.76378%で、前年度の12.69542%と比較すると0.93164ポイント低下している。

(単位：%)

区 分	実質公債費比率	早期健全化基準	財政再生基準
平成 23 年度	13.0	25.0	35.0
平成 22 年度	15.3	25.0	35.0
対前年度比較	2.3	0.0	0.0

(備考) 実質公債費比率の早期健全化基準は市町村・都道府県とも25.0%、財政再生基準は35.0%とされている。

(単位：%)

区 分	実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3か年平均)
平成 21 年度	14.77324	13.0
平成 22 年度	12.69542	
平成 23 年度	11.76378	

#### (4) 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」とは、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額、債務負担行為に基づく支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額から、充当可能基金額、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を控除したものをいう。

本指標は、地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の決算年度末における残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率がフロー指標であるのに対して、本指標は、地方債現在高など将来の実質的な負担の量を測定するストック指標である。

将来負担比率は、前年度に比べ 33.3 ポイント低下した 148.3%となっており、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

なお、ストック指標である将来負担比率においては、財政再生基準は設けられていない。

当該比率が低下した理由は、主として将来負担比率積算の基礎となる将来負担額が前年度より減少したためであり、減少した主なものは、「地方債の現在高」である。将来負担額の主な内訳は、地方債現在高 70,192,614 千円（構成比率 70.43%）、債務負担行に基づく支出予定額 9,032,411 千円（構成比率 9.06%）、公営企業債等繰入見込額 10,640,192 千円（構成比率 10.68%）、退職手当負担見込額 6,931,474 千円（構成比率 6.95%）などであり、依然として地方債現在高の構成比率が大きい状況である。今後、堅実な償還の継続により、将来負担比率は漸次低下していくと見込まれる。

（単位：％）

区 分	将来負担比率	早期健全化基準	財政再生基準
平成 23 年度	148.3	350.0	
平成 22 年度	181.6	350.0	
対前年度比較	33.3	0.0	

（備考） 将来負担比率の早期健全化基準は市町村の場合、350.0%とされており、財政再生基準は設定されていない。

(5) 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率であり、資金不足額が生じない場合は、資金不足比率は「 」で表示される。

(単位：%)

会 計 名	平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計			20.0
宅地造成事業特別会計			20.0
都市再開発事業特別会計			20.0

(備考) 資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%とされている。

下水道事業特別会計の資金剰余額は 2,557 千円であり、資金不足は生じていない。宅地造成事業特別会計の資金剰余額は 1,062,872 千円であり、資金不足は生じていない。都市再開発事業特別会計の資金剰余額は 31,358 千円であり、資金不足は生じていない。

地方公営企業法の適用を受けていない3会計(下水道事業特別会計・宅地造成事業特別会計・都市再開発事業特別会計)については、いずれも前年度に引き続き、資金剰余額が出ており、事業規模で除した資金不足比率において、特記すべき事項は認められない。

### 3 結び

平成 23 年度決算に係る健全化判断比率は、4 指標とも早期健全化基準の数値を下回っており、また、資金不足比率の指標も経営健全化基準の数値を下回っている。

実質公債費比率及び将来負担比率の低下は、市債の償還が着実に進められている結果であり、堅実な財政運営に努められていることがうかがえる。

しかしながら、本市においては、今後も長期にわたり、基金の取り崩しによる財政運営が見込まれており、限られた財源で市民サービスを安定的に提供するためには、行財政改革への積極的な取り組みが必須である。引き続き、財政健全化に向けた努力を期待したい。

以 上